

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）は、新潟県中越地震災害対策資金（以下「災害資金」という。）を融通する農業協同組合に予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象資金）

第2条 災害資金とは、別表第1に掲げる資金をいう。

（利子補給契約）

第3条 第1の利子補給金の交付は、基金が当該農業協同組合との間に締結する利子補給契約によって行うものとする。

（利子補給金の額等）

第4条 第1の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間において貸し付けられている災害資金について、別表第2に掲げる利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数（閏年においても365日）で除して得た金額をいう。）にそれぞれの利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

なお、貸付実行5年後の貸付応答日（貸付実行日と同一の月日をいう。）以降の融資残高については、計算期間中の毎日の最高残高の総和に含めないものとする。

- 2 前項の融資平均残高及び利子補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 各農業協同組合の定める約定償還日（毎年度同一月日とする）をもって、利子補給をする際の約定償還日とする。

（利子補給承認申請等）

第5条 農業協同組合長（以下「組合長」という。）は、次の期日までに承認申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して、財団法人新潟県中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）へ提出するものとする。

- (1) 借入申込書の写し
- (2) 金銭消費貸借契約書及び償還予定表の写し
- (3) その他、理事長が特に必要と認めるもの

2 組合長は、前項の申請書を次の期日までに基金へ提出するものとする。

- (1) 貸付実行日が平成16年10月から同年12月までに係るものは、平成17年6月30日まで。
- (2) 貸付実行日が平成17年1月から同年8月までに係るものは、平成17年9月30日まで。
- (3) 貸付実行日が平成17年9月から同年10月までに係るものは、平成17年11月30日まで。
- (4) 貸付実行日が平成17年11月から同年12月までに係るものは、平成18年1月15日まで。

3 理事長は、第1項の申請書を受理した場合はこれを審査し、承認（不承認）通知書（別記様式3号）により、次の期日までに組合長へ適否を通知するものとする。

- (1) 貸付実行日が平成16年10月から同年12月までに係るものは、平成17年7月31日まで。

- (2) 貸付実行日が平成17年1月から同年8月までに係るものは、平成17年10月31日まで。
- (3) 貸付実行日が平成17年9月から同年10月までに係るものは、平成17年12月28日まで。
- (4) 貸付実行日が平成17年11月から同年12月までに係るものは、平成18年1月31日まで。

(貸付条件の変更)

- 第6条 組合長は、貸付条件の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(別記様式第2号)、以下「変更申請書」という。)により、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。
- 2 理事長は、前項の変更申請書を受理した場合はこれを審査し、速やかに変更承認通知書(別記様式第3号の2)により、組合長へ適否を通知するものとする。

(利子補給金の交付申請及び実績報告)

- 第7条 組合長は、規程第3条の規定による利子補給金の交付申請及び規程第12条の規定による利子補給金の実績報告をしようとする場合は、交付申請書兼実績報告書(別記様式第4号)を1月20日までに理事長に提出するものとする。
- 2 貸付実行日が平成16年10月から同年12月までのもの及び平成17年9月から同年12月までのものに係る報告の提出期日については、理事長が別途定めるものとする。

(利子補給金の交付決定及び額の確定)

- 第8条 規程第6条の規定による利子補給金の交付決定及び規程第13条の規定による額の確定通知は、交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第5号)のとおりとする。

(申請の取り下げ)

- 第9条 規程第7条の規定による期日は、利子補給金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(利子補給金の請求及び交付)

- 第10条 理事長は、規程第13条の規定による額の確定を行った後、組合長から提出される支払請求書(別記様式第6号)により、毎年度2月末日までに利子補給金を交付するものとする。
- 2 平成17年度利子補給金の交付期日については、理事長が別途定めるものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

- 第11条 理事長は、利子補給金の交付の対象となった災害資金を借り入れた者が次の各号の一に該当したときは、その者に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。
- (1) 災害資金の貸付けに際し又は貸付け後、虚偽の申出又は報告をしたとき。
 - (2) 災害資金をその借入れの目的以外の目的に使用したとき。
 - (3) 農業を廃止したとき。ただし、その親族等が当該経営を承継する場合は除く。
 - (4) その他理事長が特に必要と認めるとき
- 2 理事長は、農業協同組合がその責めに帰すべき理由により、規程、この要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、当該農業協同組合に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第12条 組合長は、理事長が利子補給金の交付の対象となった災害資金の貸付けに関し、報告を求めた場合又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成16年10月28日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行し、平成16年10月28日の貸付けから適用する。

別表第1

貸付対象者	貸付対象	償還期限等	貸付限度額	貸付利率	償還方法	貸付実行期間	融資枠
新潟県中越大地震による被災農業者等	経営資金及び施設・機械の購入費等次期再生産に必要な資金	7年以内（うち据置期間1年以内）	2,000万円	別表第2のとおり	元金均等年賦償還	平成16年10月28日から平成17年12月22日まで	35億円

別表第2

貸付期間	基準金利	利子補給率等	貸付利率
3年以内	年1.50%	当初5年間に限り 連合会 基準金利の55.0%	当初5年間に限り 無利子
3年超5年以内	年1.70%	農業協同組合 基準金利の22.5%	
5年超7年以内	年1.90%	基金 基準金利の22.5%	

注) 連合会とは、新潟県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、全国共済農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県厚生農業協同組合連合会をいう。

別記様式第 1 号

平成 第 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
申請者 (農業協同組合名)
(代表者氏名)

印

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）承認申請書

下記の新潟県中越地震災害対策資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

記

貸付けの相手方	事業内容及び事業量等	事業費 (円)	貸付額 (円)	貸付実行日	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	据置期間 (年)	償還期限	その他件
				平成 年 月 日				平成 年 月 日	
計									

- (注) 1. 利子補給率は、財団法人新潟県中越大震災復興基金に係る率を記入すること。
2. 新潟県中越地震災害対策資金借入申込書の写し及び金銭消費貸借契約書及び償還予定表の写しを添付すること。

別記様式第2号

平成 第 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所
申請者 (農業協同組合名)
(代表者氏名)

印

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けた新潟県中越地震災害対策資金利子補給承認申請書の内容について次のとおり変更し、引き続き利子補給を受けたいので、新潟県中越地震災害対策資金利子補給契約書第3条の規定により申請します。

記

	利子補給 承認日	借受者名	貸付額 (千円)	貸付 実行日	貸付率 (%)	利子 補給率 (%)	据置 期間 (年)	償還期限	変 更 理 由
変 更 前	平成 年 月 日			平成 年 月 日				平成 年 月 日	
変 更 後									

(注) 変更する場合の償還予定表を添付すること。

農 業 協 同 組 合 長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）承認（不承認）通知書

先に申請の新潟県中越地震災害対策資金利子補給承認申請については、下記のとおり承認する（しない）ので、通知します。

記

	貸付けの相手方	貸付額 (円)	貸付実行日	貸付 利率 (%)	利子 補給率 (%)	据置 期間 (年)	償還期限	その他の条件
承認するもの			平成 年 月 日				平成 年 月 日	
	計							
承認しないもの								
	計							

別記様式第3号の2

第 号
平成 年 月 日

農 業 協 同 組 合 長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）
変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のこのことについて、申請のとおり承認する
(しない) ので通知します。

様式第 4 号

第 号
平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

(住所)
(農業協同組合名) 印
(代表者名)

農林水産業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）
交付申請書兼実績報告書

下記のとおり、農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）利子補給金交付要綱による利子補給金の交付を受けたいので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 3 条の規定により申請し、併せて同規程第 12 条の規定により実績を報告します。

記

- 1 利子補給金 金 円
- 2 事業の目的
新潟県中越大震災の被災農業者等に新潟県中越地震災害対策資金を融通することにより被災農業者等の経営安定を図る。
- 3 事業の内容
別紙のとおり。

農業協同組合長 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）
交付決定通知書兼確定通知書

平成 年 月 日付けで申請及び実績報告の標記利子補給金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 4 条第 1 項及び第 13 条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 利子補給金の交付決定額及び確定額
金 円
- 2 利子補給金の交付対象となる事業は、さきに申請及び実績報告の「新潟県中越地震災害対策資金貸付事業」とし、その内容は申請書及び実績報告書記載のとおりとする。
- 3 利子補給金を受ける農業協同組合は、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程及び農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）利子補給金交付要綱に従わなければならない。
- 4 交付条件
利子補給金の交付にあたっては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 5 条に規定する条件を付すものとする。
- 5 その他
利子補給金の交付予定日は平成 年 月 日とする。

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

農業協同組合長 印

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）
利子補給金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった標記利子補給金について、農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）利子補給金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協	支店・支所
口座種類	当座	・ 普通 ・ その他
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）契約書

財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「甲」という。）と 農業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける新潟県中越地震災害対策資金（以下「災害資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資にかかる災害資金につき、農林水産業対策事業（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給申請書に基づき、甲が利子補給承認通知書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認通知書を交付することによって行うものとする。

第4条 乙は、前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第4に規定する方式により算出した額とする。

第6条 乙は、甲に対し利子補給金の交付を申請しようとするときは、交付要綱の様式第4号により行うものとし、交付要綱第7条の規定により、申請書を提出するものとする。

第7条 甲は、乙から前条の申請書を受領し、適当と認めたときは、交付要綱第10条の規定により、これを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から起算して支払をする日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第8条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から12月31日までの期間につき、第6条に規定する利子補給金の交付申請書に添付して報告するものとする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第10条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が交付要綱第11条に規定する各号の一に該当するときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき理由により、乙が交付要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第11条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第12条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第13条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

本契約書を締結した証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 新潟市新光町4番地1
財団法人新潟県中越大震災復興基金
代表者 理事長 印

乙 住 所
(農業協同組合名)
(代表者氏名) 印